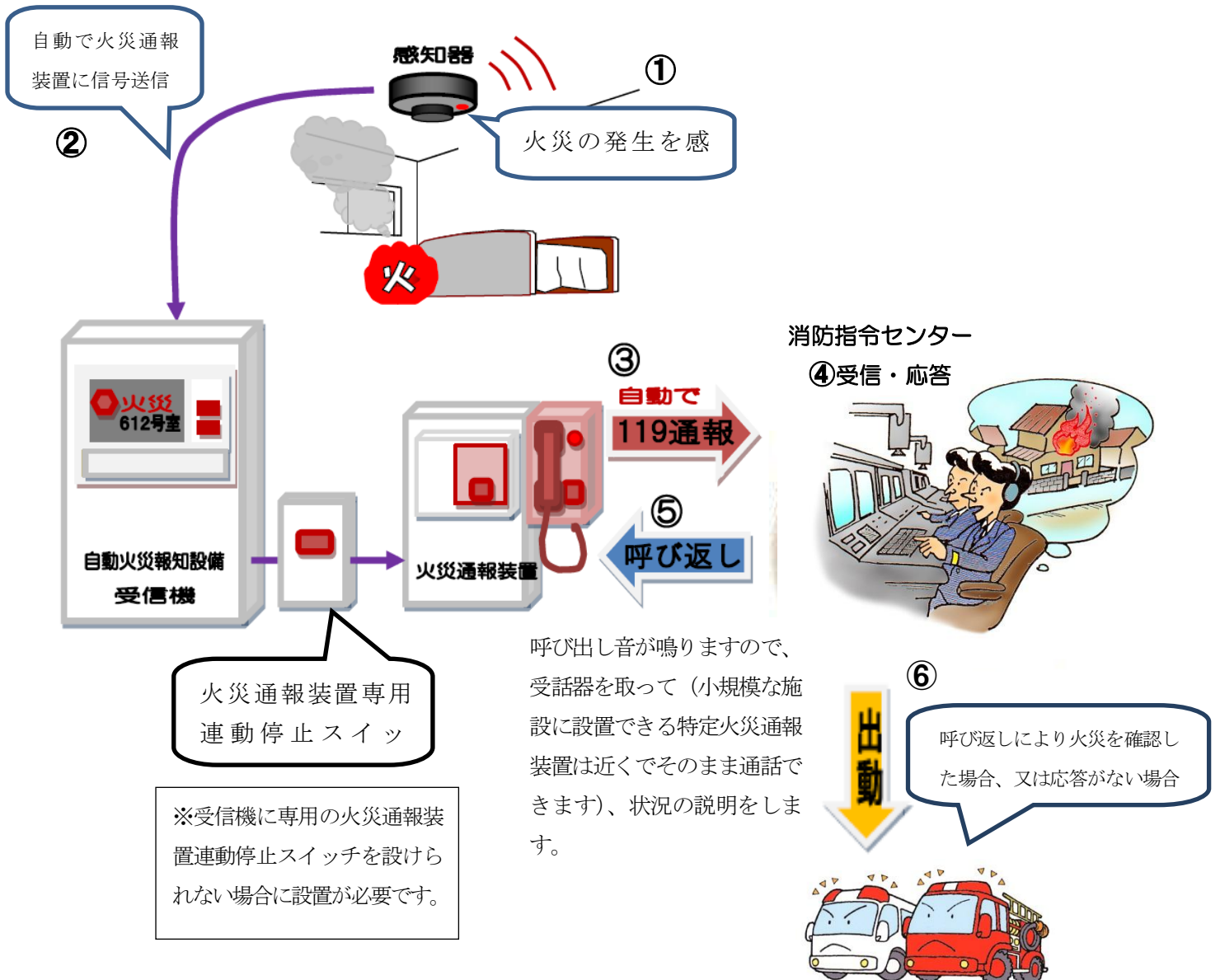


火災通報装置の連動

自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を連動させ、火災信号により自動で119番通報することを自動で119番通報することを直接通報といいます。

速やかな通報により被害の軽減が期待されます。

直接通報のイメージ



特定小規模施設について

受信機のない特定施設小規模施設用自動火災報知設備を設置している施設については、専用の連動装置を取り付けることにより感知器と連動させ、直接通報することができます。

※ 平成25年12月27日の消防法施行規則の改正により、消防法施行令別表第1(6)項口並びに(6)項口部分を有する(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項の防火対象物は、直接通報が義務付けられました。(施行期日：平成27年4月1日、経過措置：既存のものにあつては、平成30年3月31日までは、従前の例によります。)なお、うるま市消防本部では、従前から施行期日前であっても、上記対象物に対して直接通報とするよう指導をしています。



誤操作・整備不良等による119 通報を防ぐために、次のことをお願いします

- ・自動火災報知設備及び火災通報装置の取り扱いについて習熟しておく。
- ・点検等で自動火災報知設備等を作動させる場合は、専用のスイッチにより火災通報装置が起動しないよう連動遮断をする。
- ・非火災報が発生した場合は、その原因を調査して適切な感知器との交換等、非火災報対策を講じる。

※自動火災報知設備が作動した場合に、消防の呼び返しに対して確実に応答できる体制を確立し、非火災報と判明したときは、直ちに消防機関に、その旨を119通報してください。



うるま市消防本部予防課

TEL : 975-2119
FAX : 973-8313
メール : syo-yobouka@city.uruma.lg.jp